

議案第54号

福岡市手数料条例の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、当該施設の指定の更新の申請等に対する審査に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する等の条例

(福岡市手数料条例の一部改正)

第1条 福岡市手数料条例(昭和35年福岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2 33の項及び34の項を次のように改める。

33 削除		
34 削除		

(福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の廃止)

第2条 福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第72号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。